

青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月二十四日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合条例第六号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十一・五」を「百分の百十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十一・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の七十」を「百分の六十五」に改める。

第二条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に改める。

附則

この条例中第一条の規定は令和三年十二月一日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。